

組織・機構に関すること（行政委員会等の適正化） 論点整理

2021年11月25日
池田町行財政改革推進委員会

I. 議会

(1) 課題 ※第8回委員会の和澤委員提出資料より

- 町の行財政に対するチェック機能の弱さ
- 議員のなり手不足
 - 過去2回連続で無投票が続いている
 - この点を背景に議員定数・議員報酬の見直しに関する議論が高まっている
- 議員定数の見直し
 - 町の財政再建との関連でも議論が高まっている
- 町民の声を把握し政策化する不十分さ
- 議員の情報発信不足
- 政務活動費の欠如
- 議会事務局の強化

(2) 議員定数に関する現状

- 長野県 58 町村において議員定数はおよそ 8～14 人で、また偶数を採用すること（すなわち、議長を除くと奇数になること）が多い。（図 1 を参照）
- 人口と議員定数の関係については、人口が多い町村ほど議員定数が多くなる傾向がある。また、人口 6,000～10,000 人規模の団体に議員定数 12 名とするケースが多い。（図 2 を参照）
- 池田町の人口は現在 9,000 人台であり、2045 年時点では 6,000 人台となることが見込まれている。（図 3 を参照）

(3) 議員報酬に関する現状

- 人口と議員報酬の関係については、人口が多い町村ほど議員報酬が多くなる傾向がある。池田町の議員報酬は（人口を考慮した）平均的な水準と言える。（図 4 を参照）
- 他方、町村の議員報酬は、それだけで生計を立てるには十分ではないことが指摘されている。
- 参考：議員一人当たりの平均報酬月額¹

¹ 出所：地方議会・議員のあり方に関する研究会(2020)

- 都道府県議会 814,000 円
- 指定都市議会 792,000 円
- 人口 1,000 人以上 10,000 人未満の団体 198,000 円
- 人口 1,000 人未満の団体 158,000 円

(4) 提言案

- 町の行財政に対するチェック機能を充実させ、行財政改革の進捗をモニターする。
 - 行財政改革推進委員会による答申の内容も含め、行財政改革の進捗について監視機能を強化する。

- 議員定数の削減と議員報酬の増加について検討してはどうか。
 - 議員のなり手不足とともに、その一要因として議員報酬が十分ではないことが指摘されている。こうした中、「議員定数の削減とともに、議員一人当たりの報酬額を増やす」といった提案もある。
 - 報酬総額を一定とし、定数削減に伴う財源を全議員に一律で振り分ける場合、以下のような試算結果を得る（議員 1 人当たり平均月額 20 万円程度）。（表 1 を参照）
 - ◇ 定数を 2 削減する場合、報酬は一人当たり月額 37,880 円増が可能
 - ◇ 定数を 4 削減する場合、報酬は一人当たり月額 94,700 円増が可能
 - このとき、定数削減に伴う財源を全議員に一律で振り分けるのではなく、特定の議員（例えば、55 歳以下など）のみに充てるといった案もありうる。

- 議員のなり手不足への対応として、議会に対する町民の関心を高める観点から、以下の点についても検討を進めてはどうか。

(A) 住民参加機会の向上

- 公聴会制度の活用（議会の決定過程への住民参加）や議会報告会の開催（議場外での住民参加）などを通じて、議会に対する町民の関心を高め、議員のなり手を見つけて育てるとともに、議会が町民の声を把握し政策化するための機能強化を図る。

(B) 兼業・請負禁止規定における禁止の範囲の明確化

- 議員の兼業・請負禁止により、地方公共団体の議会議員は当該団体に対する請負人等になることができない。すなわち、当該団体と取引関係がある者は議員になることができない。
- 他方、本規定が規制する対象が不明確であることにより、立候補の足かせになっているという指摘がある。
- 高知県大川村は「大川村議会議員の兼業禁止を明確にする条例」を制定し、議員と

の兼業が認められる企業・団体の範囲を明確化するとともに、村と請負関係にある公益法人のうち、兼業禁止の対象には該当しないと認める法人を公表している。

(C) 議会運営の柔軟化

- 多様な人材が議員として議会に参画することを容易にする観点から、休日・夜間議会や通年会期の導入を図る。通年会期では、定例会・臨時会を開催することなく、条例で通年会期制を定め、定例日を定めて予見可能性のある形で定期的に会議を開く。
- 休日・夜間議会の開催については、会議時間が限られる等の制約がありうることから、ICT技術の活用による運営の効率化（情報共有など）をあわせて図っていくことが有効である。
- 休日・夜間議会や通年会期の活用を広げていくためには、会議時間の制約や職員の負担の増加などの課題についても検討が必要である。

(D) 議員選挙への立候補を念頭に置いた移住定住補助金を加算してはどうか。

- コロナ禍による在宅勤務の広がりやそれに伴う潜在的な移住希望者の増加を踏まえ、議員のなり手を町外にも求め、町への移住者のうち、議員選挙への立候補者に移住定住補助金を加算する。

- ふるさと納税制度を活用した政務活動費向けの寄付獲得を目指してはどうか。
 - 政務活動費の財源獲得手段としてふるさと納税制度を活用するとともに、寄付者に対して議会活動の報告を行い、議会への関心向上を図る。
 - この場合、ふるさと納税を行うインセンティブをどのように与えるかが課題である。（例えば、ふるさと納税を一定額以上行った場合に議員活動1日体験の機会を提供するなど。）
- なお、議会に関する提言案はそれを基に議会で議論して頂くという立場を採る。

II. 農業委員会

(1) 現状と課題

- 現在、農業委員12名、農地利用最適化推進委員4名（以下、「推進委員」と呼ぶ）である。このうち、推進委員は池田から2名、会染・中鶴から2名となっている。
- 近年、池田町における申請件数および農地貸し借り仲介件数（以下、「仲介件数」と呼ぶ）は増加傾向にある。特に、仲介件数は2019年度に165件、2020年度に228件（前年度比63件増）となっており、大きく増加している。
- 2020年度の仲介件数を地区別に捉えると、会染地区が相対的に多い。

- 池田： 64 件（前年度比 14 件増）
- 会染： 140 件（前年度比 38 件増）
- 中鶯： 24 件（前年度比 11 件増）

（2）提言案

- 推進委員の業務範囲を限定することによって農業委員との役割分担を明確化した上で、推進委員を 2 名に削減してはどうか。
 - 農業委員は農地法の申請等に関する活動、推進委員は農地利用（農地貸し借り、農地利用状況）に関する活動を担うとされる。
 - 推進委員は農業委員が果たすべき役割の一部を担うが、役割分担は明確ではなく、実態として農地利用に係る業務で双方の役割が重複しているところがある。
 - 町の財政状況を踏まえ、農業委員の人数を 12 名に維持しつつも、推進委員の人数を 2 名に減らすことが有効ではないか。
- 農業委員間の業務の平準化を図る観点から、農業委員の選出について地区枠を減らし、町内全域枠を増やしてはどうか。
 - 地区別の仲介件数に大きな違いが確認されるため、農業委員の選出については地区枠を減らすとともに町内全域枠を増やし、仲介案件の状況に応じて特定の地区に迅速な重点配置を可能とすることが有効ではないか。
- 総会および推進会議を同時開催にしてはどうか。
 - 現状では農業委員会総会（以下、「総会」と呼ぶ）を月に一度実施するとともに、農地利用最適化推進会議（以下、「推進会議」と呼ぶ）も別途実施しており、会長、会長代理、推進委員は双方の会議に出席している。
 - 農業委員と推進委員がともに総会に出席するとともに、両委員で役割の重複が見られる中、総会とは別に推進会議を開催する意義は感じにくい。
 - 町の財政状況を踏まえ、委員会運営を効率化するため、基本的には総会のみを実施することとし、もし推進会議が必要であると認められるときは総会との同時に開催することが有効ではないか。

Ⅲ. 付属機関（行政委員会）

（1）現状と課題

- 現在、付属機関は 55 の開設があるが、以下のような課題を抱える。
 - 近年の開催実績がほとんどない委員会がある
 - 役割が重複した委員会がある
 - 任命数が多い委員会がある

(2) 提言案

- 活動状況に基づく附属機関の仕分けとその見える化を実施してはどうか。
 - 近年の開催実績に基づき、各附属機関を「活動中」「非活動中」に分け、さらに「非活動中」については「再開見込み有」「再開見込み無」（例えば、5年以内に再開する見込みがあるかを基準とする）に仕分けを行うとともに、その見える化を図る。

- 現行の附属機関について以下の見直しを図ってはどうか。（表2を参照）

(A) 整理

- 附属機関の仕分けに基づき、「非活動中：再開見込み無」の委員会を整理する
- 参考：表2では過去5年間に開催実績がない委員会を候補例として挙げている

(B) 統合

- 役割の重複した委員会を統合する

(C) 委員数の見直し

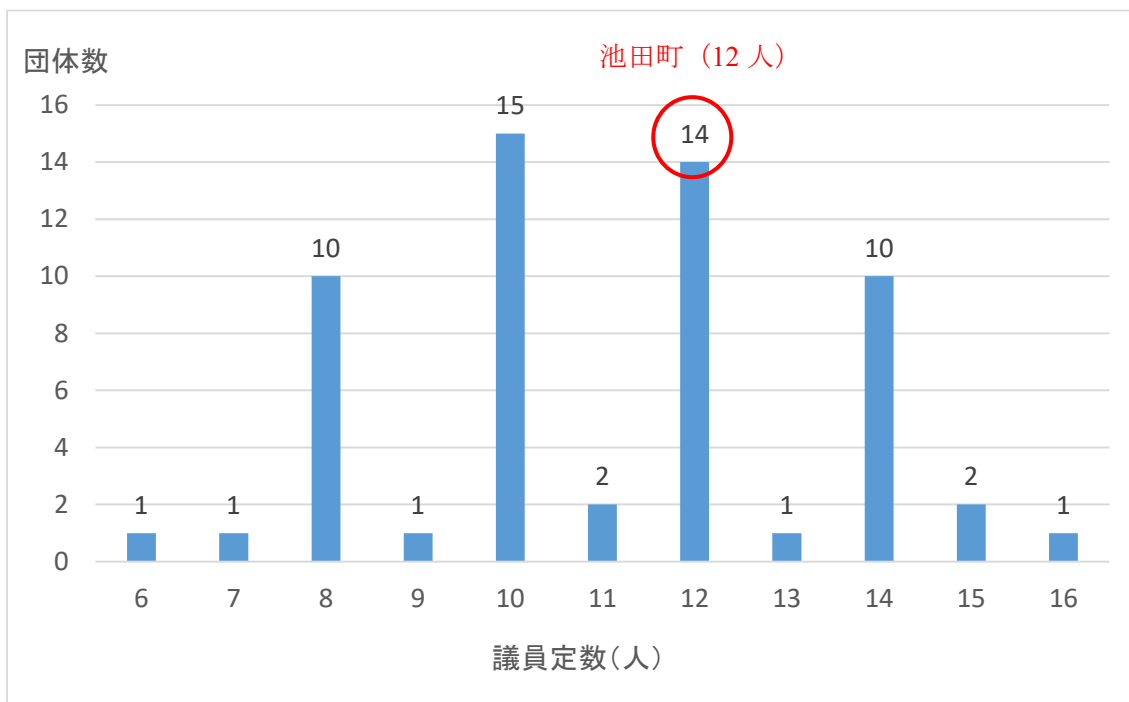
- 原則として定数10名を上限とする
- 上限数を上回る場合は必要性を説明する

参考資料

地方議会・議員のあり方に関する研究会(2020)「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」（令和2年9月），総務省ホームページ

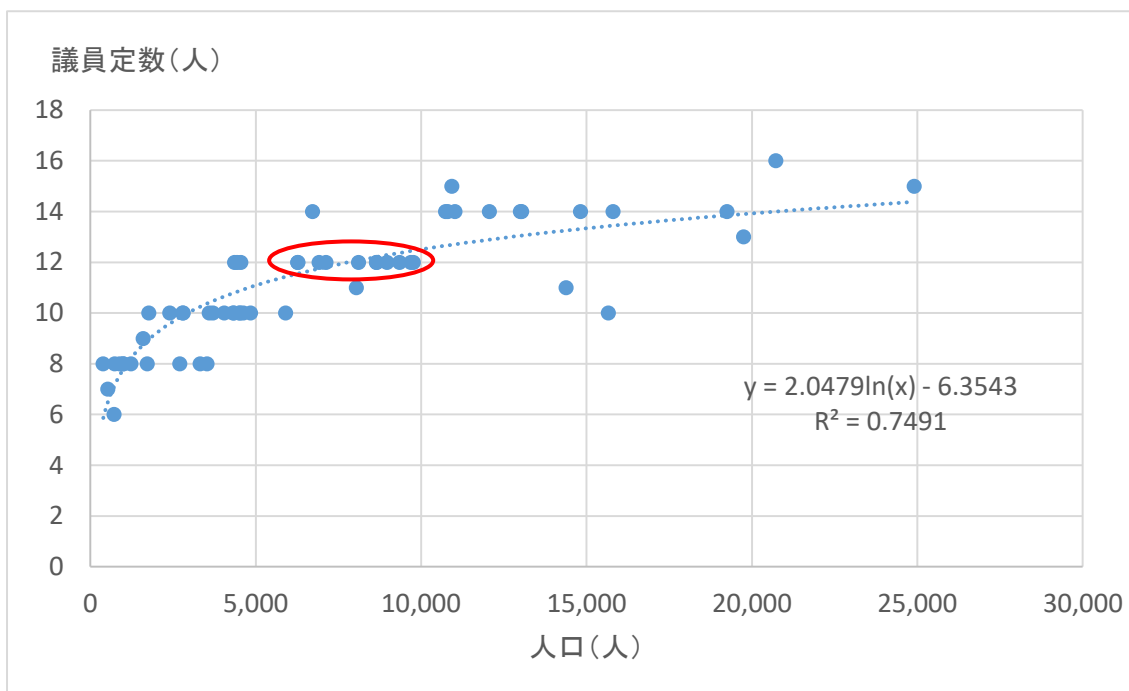
佐藤研資(2019)「地方議会議員のなり手不足の現状と対策：町村議会議員を中心に」『立法と調査』No.417

図1 議員定数の分布（長野県 58 町村）



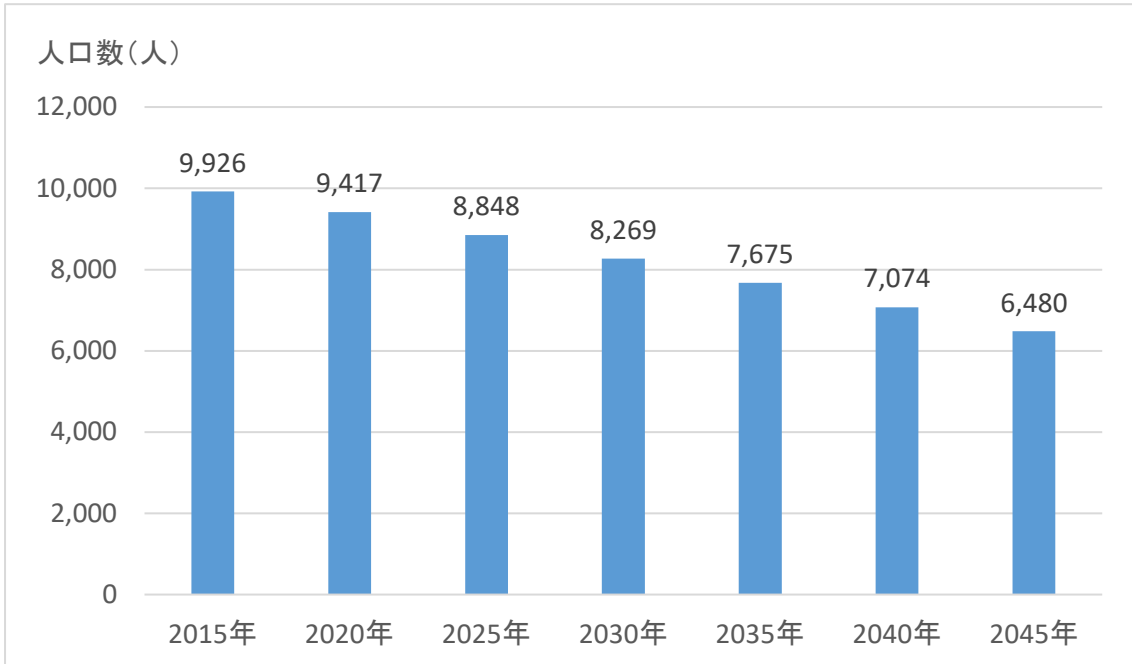
【出所】全国町村議会議長会「第66回町村議会実態調査結果の概要」（令和3年3月）

図2 人口と議員定数の関係（長野県 58 町村）



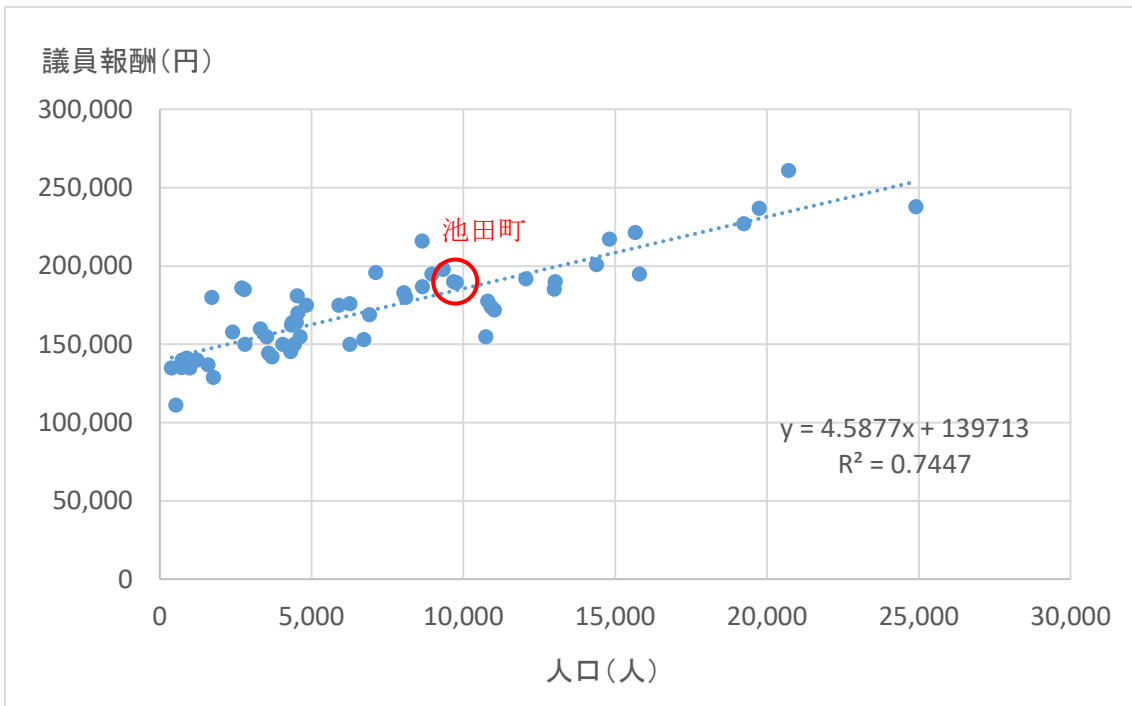
【出所】全国町村議会議長会「第66回町村議会実態調査結果の概要」（令和3年3月）

図3 池田町の将来推計人口



【出所】 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年推計)

図4 人口と議員報酬の関係(長野県58町村)



【出所】 全国町村議会議長会「第66回町村議会実態調査結果の概要」(令和3年3月)

表1 議員定数と議員報酬の試算（金額の単位は円／月）

現行

	議長	副議長	委員長	議員	合計
報酬	284,100	209,400	201,400	189,400	2,423,500
人数	1	1	3	7	12

案1（一人当たり月額 37,880円増）

	議長	副議長	委員長	議員	合計
報酬	321,980	247,280	239,280	227,280	2,423,500
人数	1	1	3	5	10

案2（一人当たり月額 94,700円増）

	議長	副議長	委員長	議員	合計
報酬	378,800	304,100	296,100	284,100	2,423,500
人数	1	1	3	3	8

委員会等見直し論点整理：表2

担当	No	名称	担任する事務	人数	任期	法律等による設置の必要性	(A)整理	(B)統合	(B)統合：備考	(c)定数見直し
総務課	1	消防委員会委員	消防行政の円滑な運営を図る	8人以内	2年	町独自		○	1, 2で統合	
	2	防災会議委員	地域防災計画の作成及び地域防災に関する重要事項の審議	30人以内	会議のつど委嘱	義務		○	1, 2で統合	○
	3	国民保護協議会委員	武力攻撃事態等から国民の保護を行う	15人以内	当該専門事項による調査が終了するまで	義務	(○)			○
	4	特別職報酬等審議会委員	特別職の報酬及び給料額の改定審議	7人以内	当該諮問に係る審議が終了するまで	町独自	○			
	5	公の施設指定管理者選定審査会委員	指定管理者の候補者を選定する	10名以内	当該諮問に係る審議が終了するまで	町独自	○			
	6	技能功労者褒賞審査会委員	褒賞該当者選考	若干名	1年	町独自				
	7	情報公開審査会委員	情報公開請求決定に関する不服申立てに関する審査	5人	2年		○			
企画政策課	8	総合計画審議会委員	総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の審議	18人以内	2年	義務		○	8, 10で統合	
	9	都市計画審議会委員	都市計画に関する事項の調査審議	12人以内	2年	義務	(○)			
	10	土地利用審議会委員	土地利用及び開発指導に関する重要事項の調査審議	10人以内	2年	町独自		○	8, 10で統合	
	11	移住定住推進協議会委員	移住定住により町の人口を増やすため、総合的かつ計画的な事業の推進を図る	20人以内	翌年度の3月末	町独自				○
	12	空家対策協議会委員	空家等対策計画の作成等及び実施に関する協議	12人以内	2年	町独自				
	13	行財政改革推進委員会委員	効率的な町政の実現及び持続可能な財政運営の推進を図る	10人以内	2年	町独自				
住民課	14	交通安全対策協議会委員・支部長	警察及び関係機関と連携を図り交通安全対策を効果的に推進する	65人以内	会議のつど委嘱	努力義務				○
	15	地域公共交通会議委員	地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議	15人以内	2年	義務				○
	16	国民健康保険運営協議会委員	国民健康保険事業の運営に関する事項の審議	9人	3年	義務				
	17	環境審議会委員	環境保全に関する基本的事項の調査審議	10人以内	2年	努力義務	○			

委員会等見直し論点整理：表2

担当	No	名称	担任する事務	人数	任期	法律等による設置の必要性	(A) 整理	(B) 統合	(B) 統合：備考	(c) 定数見直し
健康福祉課	18	民生委員推薦会委員	民生委員の推薦	13人以内	3年	義務				○
	19	予防接種健康被害調査委員会委員	予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため	10人以内	当該諮問に係る審議が終了するまで	義務		○	19, 20で統合	
	20	新型インフルエンザ等対策本部委員	新型インフルエンザ等の対策を行う	必要と認めた者	必要と認めた期間	義務		○	19, 20で統合	○
	21	医師連絡懇談会委員	町民の健康と予防衛生及び疾病の対策について医師との連携を深め、町民の健康管理を推進する	15人以内	2年	町独自				○
	22	総合福祉センター運営委員会委員	総合福祉センターの運営の適正化を図る	35人以内	2年	努力義務				○
	23	健康長寿推進協議会委員	健康増進計画及び食育推進計画の策定や健康づくりの事業推進を図る	15人以内	2年	町独自				○
	24	福祉企業センター運営委員会委員	福祉企業センターの円滑な運営を図る	8人	2年	努力義務	○			
産業振興課	25	商工業振興審議会委員	商工業振興に関する重要事項の審議	15人以内	2年	町独自	○			
	26	工場誘致等審議会委員	工場誘致の推進を図る	8人以内	2年	町独自				
	27	中小企業・小規模事業者振興円卓会議委員	小規模事業者等の振興に関する施策について基本方針等を定めるとともに町、事業者等の役割を明確にし、施策を総合的に推進する	15人以内	2年	町独自				○
	28	農政問題協議会委員	農業振興の総合的企画と施策の円滑な推進を図る	15人以内	2年	町独自	○			
	29	農業振興地域整備計画審議会委員	農業振興地域整備計画の適正管理等円滑な整備・推進を図る	9人以内	2年	義務				
	30	農業構造政策推進協議会委員	農業の分析・検討をして構造政策推進施策を樹立し、事業の円滑な推進を図る	15人以内	2年	町独自	○			
建設水道課	31	水道事業使用料等審議会委員	上水道、下水道（農業集落排水も含む）の使用料等水道事業の重要な事項の審議	10人以内	2年	義務				

委員会等見直し論点整理：表2

担当	No	名称	担任する事務	人数	任期	法律等による設置の必要性	(A)整理	(B)統合	(B)統合：備考	(c)定数見直し
学校 保育課	32	文化財保護委員会委員	文化財の指定保存及び活用	5人	2年	義務				
	33	放課後子ども総合プラン運営委員会委員	子どもの健全な育成と遊び及び生活支援	10人以内	1年	町独自		○	33, 34, 36で統合	
	34	学びの郷活性化委員会委員	保育園・小中学校の様々な課題に取り組み、楽しく登校(園)できる学校(園)づくりと地域との連携を検討する	必要と認められた者	2年	町独自		○	33, 34, 36で統合	○
	35	いじめ問題調査委員会委員	いじめ問題に関する重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査、審議及びいじめ防止等のための提言を行う	8人以内		教育委員会が必要と認めるときから当該諮問に係る審議及び報告が終了するまで	その他			
	36	教育行政評価委員	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する判定・指導	2人	2年	義務		○	33, 34, 36で統合	
	37	認定こども園入園及び在園児審査委員会委員	心身に障害等のある児童について専門的な調査・審査の上、認定こども園への入園及び在園児に関する判定・指導	15人以内	2年	町独自				
	38	教育委員会就学支援委員会委員	小中学校の児童生徒等の適正な就学先判断及び相談	20人以内	2年	義務				○
	39	いじめ問題再調査委員会委員	いじめ問題調査委員会から報告を受けたときに必要がある場合は調査結果について再調査、審議及びいじめ防止等のための提言を行う	8人以内		町長が必要と認めるときから当該諮問に係る審議及び報告が終了するまで	その他			
	40	子ども・子育て会議委員	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要事項の審議	20人以内	2年					
	生涯 学習課	41	社会教育委員	社会教育に関し、教育委員会に助言する	10人以内	2年	町独自			
42		公民館運営審議会委員	公民館運営に関する審議	15人以内	2年	町独自				
43		青少年育成町民会議会員	青少年の健全育成に寄与する	30人以内	2年	町独自				○
44		青少年問題協議会委員	青少年の指導育成等に関する総合的施策の調査審議	34人以内	2年	町独自	○			
45		男女共同参画まちづくり推進協議会委員	男女共同参画に関する施策の総合的な推進	15人以内	2年	町独自		○	45, 46で統合	
46		人権教育推進協議会委員	人権教育の推進	37人以内	2年	町独自		○	45, 46で統合	○
47		差別撤廃人権擁護審議会委員	あらゆる差別の撤廃と人権の擁護に関する重要事項について、町長の諮問に応じ調査審議する	10人以内	2年	町独自	○			
48		スポーツ推進委員	地域のスポーツ推進を図る	10人	2年	義務				
49		総合体育館運営委員会委員	総合体育館の運営に関する重要事項の審議・諮問	15人以内	2年	町独自	○			
50		スポーツ振興協議会委員	スポーツ振興基金の処分に係る審議	10人以内	2年	町独自	○			
51		図書館協議会委員	図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに図書館奉仕について館長に対し意見を述べる	7人以内	2年	町独自		○	51, 52, 54, 55で統合	
52		浅原六朗文学記念館協議会委員	浅原六朗文学記念館の管理運営に関する審議	6人以内	2年	町独自		○	51, 52, 54, 55で統合	
53		美術品取得等に関する委員会委員	町立美術館の収蔵品としての美術品取得等に関しての意見具申	5人以内	2年	町独自	○			
54		美術館運営協議会委員	美術館の効率運営のための協議	15人以内	2年	町独自		○	51, 52, 54, 55で統合	
55		創造館運営委員会委員	創造館の重要事項に関する審議・諮問	10人以内	2年	町独自		○	51, 52, 54, 55で統合	